

品川区公衆浴場経常経費補助要綱

制定 昭和 58 年 2 月 25 日

改正 平成 18 年 5 月 18 日 要綱第 103 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日 要綱第 140 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区長が別に定める品川区確保浴場選定要綱により選定された浴場（以下「確保浴場」という。）の経営者に対して、当該浴場の経常経費の一部を補助することにより、浴場経営の安定と浴場施設の存続をはかることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「浴場経営費」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項により、区長の許可を受けて、業として、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成 24 年品川区条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場を現に経営するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助を受けることができる者は確保浴場の経営者で次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 浴場経営の存続の意思のある者
- (2) 区民税を滞納していないこと
- (3) 正確な会計に基づく経理書類の提出のできる者

(補助対象期間)

第 4 条 この要綱による補助の対象期間は、原則として当該浴場の過去 1 年の直近の決算期間とする。

(経常経費補助の内容)

第 5 条 経常経費補助は、確保浴場に対して、当該浴場の経営条件と、料金決定の基礎となった標準浴場の経営水準とに基づき、別に定める算定基準により算出した、当該浴場の当該年度の経営に必要な経費と収入との差額を補助対象額とし、その 1/2 について予算の範囲内で行う。

2 前項に規定する補助額は 100 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助を受けようとする者は、申請書（別紙様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) この補助金を受けて申請後 1 年間浴場経営を存続させることの誓約書
- (2) 第 3 条第 2 号に掲げる要件を備えていることを証する書類
- (3) 過去 3 年の決算書、申告書等各種帳簿類の提出の写し
- (4) その他、区長が必要とする書類

(交付の決定)

第 7 条 区長は、前条の交付申請に対し、審査を行い、また必要と認める場合は品川区公衆浴場対策協議会の審議を経たうえで、補助の可否を決定し、補助金を交付することと決定した者に対しては、経常経費補助決定通知書（別紙様式第 2 号）により、また、交付しないことと決定した者に対しては通知書（別紙様式第 3 号）により、それぞれ通知する。

(申請の撤回)

第 8 条 前条の決定を受けた者は、補助金の交付決定の内容または条件に異議が

あるときは、当該決定通知書受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(別紙様式第4号)を区長に提出しなければならない。

(支払い)

第10条 区長は、前条により請求書の提出を受けた場合は当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に支払うこととする。

(非請求者の取扱い)

第11条 第7条の交付決定を受けた者が当該決定通知書受領後14日以内に申請をしない場合は、交付決定者の資格を喪失したものとみなす。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、実績報告書(別紙様式第5号)を経常経費補助決定通知書に指定する日までに区長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、補助金交付の全部または一部を取消することができる。

- (1) 偽りの申込み、その他不正の手段により補助の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に用いたとき。
- (3) 交付決定後1年以内に当該浴場経営者でなくなったとき。
- (4) 交付決定後1年以内に当該浴場が確保浴場でなくなったとき。

(返還請求)

第14条 区長は、前条により、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消にかかる部分に関して、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約金および延滞金)

第15条 区長が第13条により、補助金の交付決定の全部または一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、交付決定を受けた者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金(100円未満を除く)を納付しなければならない。

2 区長が補助金の返還を命じた場合において、納付日までに返還金を納付しなかったときは、交付決定を受けた者は、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く)を納付しなければならない。

(他の規則との関係)

第16条 経常経費補助に係る当該補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年4月1日品川区規則第4号)に定めるところによる。

付則

この要綱は昭和58年2月25日から施行する。

付則

この要綱は平成18年5月18日から施行する。

付則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長あて

住 所

氏 名 印
(法人の場合は名称および代表者名)

年度 品川区公衆浴場経常経費補助金交付申請書

標記のことについて、下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円

(浴場概要)

浴場名		所在地	
浴場所有者	氏名	土地所有者	氏名
	住所	住所	
従業員数	常用雇人()人 家族専従者()人 パート()人 計 人		
使用用水	上水専用 井水専用 混合使用	使用燃料	重油専用 雑燃料専用 混合使用 ()
		使用下水	処理区域 排水区域 なし
決算期	年 月 日 ~ 年 月 日		

(添付書類)

- (1) 将来1年間浴場経営を存続させることの誓約書
- (2) 区民税の納付証明書
- (3) 過去3年間の決算書、申告書等各種帳簿類の写し

(第2号様式)

第 年 月 日

様

品川区長

公衆浴場経常経費補助決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度公衆浴場経常経費補助金を
下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件

(第3号様式)

第 年 月 日

様

品川区長

印

公衆浴場経常経費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度公衆浴場経常経費補助金に
ついては補助しないことに決定したので通知します。

(第4号様式)

年 月 日

品川区長あて

住 所

氏 名 印
(法人の場合は名称および代表者名)

浴場名

公衆浴場経常経費補助金請求書

金

円

ただし、品川区公衆浴場経常経費補助要綱に基づく、
経常経費補助金

年度公衆浴場

(第5号様式)

年 月 日

品川区長あて

住 所

氏 名 印
(法人の場合は名称および代表者名)

浴場名

年度品川区公衆浴場経常経費補助金実績報告書

年 月 日付交付申請にともなう品川区公衆浴場経常経費補助金について
下記のとおり実績報告します。

記

補助金交付額	補助金対象額			補助金充当額
	(A) 総収入	(B) 償却前経費	(A-B) 損益	
円	円	円	円	円

(添付書類)

1 営業実績表

営 業 実 績 表

項目 月別	日数	入浴者数	入浴料金収入	備 考
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	
月	日	人	円	

(注)決算終了後から実績報告提出までの実績を記入して下さい。